



熊本県公報

第 1 1 8 1 5 号
平成 21 年 6 月 16 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく事業者の変更…………… (障害者支援総室) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 1
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (荒尾加入区)…………… (団体支援総室) 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (海路口加入区)…………… (") 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (樋島加入区)…………… (") 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (栖本加入区)…………… (") 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (中加入区)…………… (") 2
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (維和加入区)…………… (") 3
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (上加入区)…………… (") 3
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (湯島加入区)…………… (") 3
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (御所浦加入区)…………… (") 3
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (佐伊津加入区)…………… (") 3
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (崎津加入区)…………… (") 4
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (久玉加入区)…………… (") 4
- 漁船保険義務加入の同意の承認 (深海加入区)…………… (") 4
- 保安林の指定…………… (森林保全課) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4

公 告

- 団体営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 県有財産の売却…………… (管財課) 5

登 載 依 頼

- 環境影響評価書作成に係る公告…………… (有限会社オー・エス収集センター) 6
- 平成21年度明るい選挙推進協議会第1回会議の開催…………… (選挙管理委員会) 6
- 労働関係調整法第10条の規定に基づくあっせん員候補者…………… (労働委員会事務局) 7

正 誤

- 平成21年2月27日熊本県教育委員会規則第4号(教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則)中…………… (学校人事課) 8
- 平成21年3月31日熊本県訓令第17号(熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令)中…………… (人事課) 8
- 平成21年3月31日熊本県訓令第27号(熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令)中…………… (") 8

告 示

熊本県告示第576号
 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。
 平成21年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称	事業所の名称	変更前の事業所の住所	変更後の事業所の住所	変更年月日
社会福祉法人 菊愛会	就労支援センターかもんゆ〜す	菊池市大琳寺2 88番地1	菊池市隈府46 9番地10	平成21年6月1日

熊本県告示第577号
 生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する同法第 49 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとの並びに生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 21 年 6 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
たまな整骨院	諸熊 健	玉名市中 1 3 3 9 番地 3	平成 21 年 6 月 5 日

熊本県告示第 578 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 17 年 6 月 17 日熊本県告示第 794 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 21 年 6 月 16 日限りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 21 年 6 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

荒尾加入区

熊本県告示第 579 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 17 年 6 月 17 日熊本県告示第 795 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 21 年 6 月 16 日限りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 21 年 6 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

海路口加入区

熊本県告示第 580 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 17 年 6 月 17 日熊本県告示第 800 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 21 年 6 月 16 日限りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 21 年 6 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

樋島加入区

熊本県告示第 581 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、法第 112 条の 2 第 3 項の規定により公示する。なお、平成 17 年 6 月 17 日熊本県告示第 802 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項の規定により平成 21 年 6 月 16 日限りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 21 年 6 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

栖本加入区

熊本県告示第 582 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第

2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものとして認め、法第112条第2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第796号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条第2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

中加入区

熊本県告示第583号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第797号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

維和加入区

熊本県告示第584号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第798号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

上加入区

熊本県告示第585号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第799号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

湯島加入区

熊本県告示第586号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第801号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

御所浦加入区

熊本県告示第587号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。
 なお、平成17年6月17日熊本県告示第803号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

佐伊津加入区

熊本県告示第588号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成17年6月17日熊本県告示第804号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

崎津加入区

熊本県告示第589号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成17年6月17日熊本県告示第806号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

久玉加入区

熊本県告示第590号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、法第112条の2第3項の規定により公示する。なお、平成17年6月17日熊本県告示第805号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項の規定により平成21年6月16日限りで消滅するので、同条第2項の規定により公示する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

深海加入区

熊本県告示第591号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市河浦町今富字五反田3160番、3201番、3202番、3213番、3215番2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字五反田3213番・3215番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成21年6月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年6月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	牛深天草線	天草市牛深町字鬼塚 2069番2地先から 同所 2065番5地先まで	120.0	緊道整 (右折 レーン 設置に よる拡 幅のた め)

2 供用を開始する期日 平成21年6月16日

公 告

熊本県公告第318号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定に基づきこの旨を公告する。
平成21年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	田代溝	平成17年11月30日	平成21年4月28日	人吉市 錦町

熊本県公告第319号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、荒尾市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成21年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（都市計画図作成）	平成21年6月15日から平成22年2月10日まで	荒尾市全域

熊本県公告第320号

県有財産を次のとおり売却する。
平成21年6月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 物件の表示
所在 天草市丸尾町195番
地目 畑
地積 553.77平方メートル（実測）
最低売却価格 20,900,000円
- 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後2年を経過していないもの
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団等であるとして熊本県警察本部から排除要請があった者
- 入札参加要領・契約条項を示す場所
熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課 096-333-2122
- 入札期日及び場所
平成21年10月20日（火） 午前11時
天草市今釜新町3530 熊本県天草総合庁舎別館会議棟2階 大会議室
- 開札期日 入札終了後即時
- 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。

- 提出方法 持参又は郵送による。
 提出期限 平成21年10月14日(水)午後5時
 (郵送の場合は提出期限までに必着)
 提出先 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県総務部管財課
- 7 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
 平成21年11月13日(金)午後5時
- 9 契約保証金
 契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
 (1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
 (2) 契約締結場所 別途指定する。
 (3) 入札参加者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令、熊本県財産条例(昭和39年熊本県条例第23号)、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
 (4) 問い合わせ先
 熊本県総務部管財課(電話096-333-2122)

登載依頼

公告

熊本県環境影響評価条例(平成12年熊本県条例第61号)第21条第2項の規定に基づき、有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業環境影響評価書を作成したので、同条例第23条の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成21年6月16日

有限会社オー・エス収集センター 代表取締役会長 野原 慎藏
 代表取締役社長 野原 雅浩

- 1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 (1) 名称 有限会社オー・エス収集センター
 (2) 代表者氏名 代表取締役会長 野原慎藏
 代表取締役社長 野原雅浩
 (3) 所在地 熊本県熊本市楠野町1046番地の2
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
 (1) 名称 有限会社オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業
 (2) 種類 産業廃棄物管理型最終処分場の拡張
 (3) 規模 埋立面積 102,200平方メートル
 (うち拡張面積83,000平方メートル)
- 3 対象事業実施区域の位置
 熊本県熊本市明德町字大道下地内、字古閑山屋敷地内、字上市迫地内、字割頭地内
 字八久保地内、字前畑地内、字糸原屋敷地内、字湯舟地内
 熊本県熊本市楠野町字板倉地内、字北田地内、字永尾地内、字中原地内、字尾上地内
 字湯舟地内、字城ヶ下地内
- 4 関係地域の範囲
 熊本県熊本市小糸山町の一部、明德町の一部、楠野町の一部及びその周辺
 熊本県鹿本郡植木町大字鑑田の一部及びその周辺
- 5 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
 (1) 場所
 有限会社オー・エス収集センター本社(熊本県熊本市楠野町1046番地の2)
 熊本市役所(1階市政情報プラザ)
 熊本市北部総合支所(総務課)
 植木町役場(環境整備課)
 (2) 期間 平成21年6月16日(火)から平成21年7月15日(水)まで
 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。ただし、有限会社オー・エス収集センター
 一本社は土曜日可。)
 (3) 時間 午前8時30分から午後5時まで

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。
平成21年6月16日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 吉 田 道 雄

- 1 開催日時
平成21年6月23日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題
(1) 平成20年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成21年度明るい選挙推進事業計画について
(3) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村総室選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

熊本県労働委員会告示第3号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づくあっせん員候補者は、次のとおりである。

平成21年6月16日

熊本県労働委員会会長 石 橋 洋

氏 名	現 職
石 橋 洋	熊本県労働委員会会長
津 留 清	熊本大学大学院法曹養成研究科教授 熊本県労働委員会会長代理 弁護士
西 村 一 成	熊本県労働委員会公益委員
徳 丸 ワカ子	熊本県労働委員会公益委員 社会保険労務士
倉 田 榮 喜	熊本県労働委員会公益委員 弁護士
稲 田 富貴子	熊本県労働委員会労働者委員 自治労熊本県本部福祉ユニオン執行委員長
椎 葉 武 文	熊本県労働委員会労働者委員 全九州産交運輸労働組合執行委員長
手 嶋 一 弘	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本連合会会長
田 北 尚 勝	熊本県労働委員会労働者委員 全日通労働組合熊本県支部執行委員長
上 田 淳	熊本県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会熊本連合会事務局長
西 田 進 一	熊本県労働委員会使用者委員 西田鉄工株式会社代表取締役社長
岩 永 邦 子	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社鶴屋百貨店非常勤顧問
沼 田 吉 輝	熊本県労働委員会使用者委員 白鷺電気工業株式会社代表取締役社長
大 城 由加里	熊本県労働委員会使用者委員 株式会社レイメイ藤井本店管理部部長
中 川 幸 生	熊本県労働委員会使用者委員

井 手 義 隆 吉 富 寛 長 野 潤 一	熊本県経営者協会専務理事 熊本県労働委員会事務局長 熊本県労働委員会事務局審査調整課長 熊本県労働雇用総室長
-----------------------------	---

正 誤

平成 2 1 年 2 月 2 7 日熊本県教育委員会規則第 4 号（教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 5	1 2	別記第 1 6 号様式 削除	別記第 1 6 号様式を削る。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 1 7 号（熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 1 7	3 7	第 1 5 条の 2（見出しを含む。）中「部（局）次長」の次に「及び部内局長」を加える。	第 1 5 条の 2 中「部（局）次長」の次に「及び部内局長」を加える。

平成 2 1 年 3 月 3 1 日熊本県訓令第 2 7 号（熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 4 6	3 9	附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削除する。	附則第 2 項を削る。